

成年年齢18歳への引下げが税務に与える影響

22-005号
通巻:232

2022年4月1日から改正民法が施行され、成年（成人）年齢が18歳に引き下げられました。これに伴い、国民投票の投票権年齢や選挙権年齢が18歳と定められるのを始め、クレジットカードや携帯電話などの契約、住所・職業の決定などが親の同意なしで可能になりました。

成年年齢の18歳への引下げは、生活の面において様々な影響がありますが、税務面でも少なからず影響を受けます。その中で代表的なところとして、いくつかご紹介いたします。

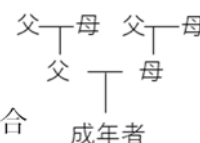
□贈与税申告の特例税率の適用（影響○）

暦年贈与の場合において、基礎控除額110万円は変わりませんが、贈与を行う人と貰う人の関係性や贈与を貰う人の年齢によって税額の計算方法が2種類あります。

①特例税率（軽減税率）

成年者が直系尊属の父母又は祖父母から贈与が行われた場合

例：祖父母から成年者である孫、親から成年者である子へ贈与が行われた場合



②一般税率

前述の「特例税率」に該当しない場合

例：兄弟間、夫婦間、親から未成年者である子へ贈与が行われた場合

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下
①特例税率	10%	15%－10万円		20%－30万円	30%－90万円
②一般税率	10%	15%－10万円	20%－25万円	30%－65万円	40%－125万円

国税庁：贈与税の速見表より引用

例：満18歳の孫が祖父から400万円の贈与を受けた場合

改正前（年齢要件20歳以上）では『一般税率』に該当

（贈与額510万円－基礎控除110万円）×一般税率20%－25万円＝55万円

改正後（年齢要件18歳以上）では『特例税率』に該当

（贈与額510万円－基礎控除110万円）×特例税率15%－10万円＝50万円

⇒5万円の税負担が軽減

□住民税の非課税条件（影響△）

住民税の非課税条件の一つに、「未成年者で前年の合計所得金額が135万円以下」があります。よって、18歳19歳であるアルバイト等をされている方も住民税を負担する場合がありますのでご注意ください。

例：大阪市にお住まいの18歳の方がアルバイトの給与がある場合

改正前（18歳は未成年）

給与年収200万円 ⇒ 所得金額132万円となり、住民税は非課税

改正後（18歳は成年）

給与年収100万円を超えた場合 ⇒ 住民税の負担あり

（注意）お住まいの市町村により異なります。

□相続税の未成年者控除（影響△）

相続人の中に未成年者がいる場合に、成年年齢から相続日時点の未成年者の満年齢の差額に10万円を乗じた金額が相続税から控除

「（20歳－相続・遺贈で財産を取得した時の満年齢）×10万円」で控除額を計算

例：相続人が満15歳の場合

改正前

（20歳－15歳）×10万円＝50万円が控除額

改正後

（18歳－15歳）×10万円＝30万円が控除額 ⇒ 20万円分が増額

□NISAの口座開設の年齢条件

NISAの種類等の詳細説明は今回省略いたしますが、運用益にかかる所得税や住民税が非課税となることや生前贈与として活用できるジュニアNISAの口座開設の条件が未成年者が対象となっております。

2022年4月1日以降にジュニアNISAの口座開設する場合

口座を開設する年の1月1日時点で18歳未満が条件となります。

～コメント～

法的に18歳から成年扱いとなりますが、健康への影響を考慮し、飲酒や喫煙、競馬等のギャンブルそして中型以上の運転免許取得は今まで通り20歳になってからとなります。

クラージュ総合会計事務所 小門竜太